

遺贈寄付をお考えの方へ

福祉分野への遺贈寄付 に関する専門相談

相談無料

遺贈（いぞう）寄付とは、遺言書に則り、ご自身の財産を全部または一部を法定相続人以外にも遺すことができる、寄付のひとつの形です。昨今、多くの方からのご関心を寄せていただいています。是非、この相談会をご利用ください。



日時 毎月第2水曜日

- ①午後1時30分～午後2時30分
- ②午後3時～午後4時

場所 横浜市健康福祉総合センター会議室
横浜市中区桜木町1-1（桜木町駅前）

申込 電話またはメールにて事前申込
各回1組、先着順にて受付、利用は1回のみ
受付時間は、平日の9時から17時まで
※申込は実施日の2日前までとなります

協力
神奈川県弁護士会

(公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
※弁護士と司法書士（上記機関から推薦された方）の協力のもと、月単位で交互に担当（偶数月：司法書士、奇数月：弁護士）

LEGACY DONATION



どんなことが相談できるの？

【弁護士・司法書士へ】

- ・遺言書の作成等、必要な手続きを教えてください

【横浜市社会福祉協議会へ】

- ・横浜市内で遺贈寄付を受け入れしている福祉施設や団体等（児童・障害等）を教えてください

遺贈寄付に関するよくあるQ&A

Q：大きな金額でないとできませんか？

A：財産の一部だけでも、いくらからでも可能です。

Q：財産の全部を寄付したいのですが？

A：遺留分（兄弟姉妹以外の法定相続人に最低限保証された遺産取得分）がありますので、法定相続人がいる場合は注意が必要です。

Q：相続人がいないのですが、財産はどうなりますか？

A：遺言書がないと原則として国の財産に移ることになります。

この事業は横浜市社協
への寄付金を活用した
取組(ヨコ寄付)です



問い合わせ・申し込み先

(社福)横浜市社会福祉協議会

担当：ヨコ寄付推進担当 舟田・渡邊



045-201-8620

✉ yokokifu@yokohamashakyo.jp